

○飯山市医師奨学資金貸与規則

平成24年3月29日規則第9号

改正 平成28年3月29日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、医療提供体制の整備を図るため、市内の医療機関に医師としてその業務に従事しようとする者に対し、奨学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象者)

第2条 奨学資金の貸与を受けることができる者は、学校教育法（昭和23年法律第26号）の規定に基づく大学（以下「大学」という。）において医学を専攻しているもので、卒業後6年以内に市内の医療機関に医師としてその業務に従事しようとする意思を有するものを対象とする。

(貸与の額)

第3条 奨学資金の貸与の額は、月額30万円を限度とする。

(貸与の期間)

第4条 奨学資金の貸与の期間は、貸付決定の日の属する月から卒業の日の属する月までとし、6年を限度とする。

(貸与の申請)

第5条 奨学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飯山市医師奨学資金貸与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 申請者本人の住民票（申請の日前の3月以内に発行されたもの）
- (3) 大学の在学証明書又は合格通知の写し
- (4) 大学における学業成績を証明する書類（修学年数が1年に満たないものにあつては、卒業した高等学校における学業成績を証明する書類）
- (5) 健康診断書（申請の日前2月以内に医療機関において作成したもの）
- (6) 連帯保証人の印鑑登録証明書（申請の日前3月以内に発行されたもの）
- (7) 連帯保証人の所得証明書（申請の日前3月以内に発行されたもの）

(連帯保証人)

第6条 申請者は、連帯保証人3人を立て、申請書にその署名を得なければならない。

2 前項の連帯保証人は、奨学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、審査をし、適当と認めるときは、奨学資金の貸与を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸与を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸与の停止及び決定の取消し)

第8条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸与を停止し、決定を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 大学を退学したとき。
- (3) 停学処分を受けたとき。
- (4) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (5) その他奨学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(貸与の休止)

第9条 市長は、被貸与者が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで奨学資金の貸与を行わないものとする。

(奨学資金の交付)

第10条 奨学資金は、被貸与者に毎月交付するものとする。

(借用証書)

第11条 被貸与者は、奨学資金の貸与が完了したとき又は第8条の規定により奨学資金の貸与の決定の取消しを受けたときは、既貸与を受けた奨学資金の額に係る飯山市医師奨学資金借用証書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(返還)

第12条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長が指定する期日までに、貸与を受けた奨学資金の額に、貸与を受けた日の翌日から当該各号に掲げる

事由が生じた日までの日数に応じ、市長が別に定める割合で計算した利息を加えた額を返還しなければならない。

- (1) 業務に従事してから貸与期間に相当する期間を経過しない間に当該業務に従事しなくなったとき。
- (2) この規則に定める義務を怠ったとき。
- (3) その他奨学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められたとき。

(免除の申請)

第13条 市長は、被貸与者が飯山市貸付資金返還債務免除条例（昭和49年飯山市条例第7号）に該当するときは、奨学資金の返還を免除することができる。

2 前項の規定により返還の債務の免除を受けようとする者は、飯山市医師奨学資金返還免除申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(返還の猶予の申請及び決定)

第14条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる期間に限り、奨学資金の返還の履行を猶予することができる。

- (1) 被貸与者が臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2に規定する臨床研修をいい、研修の期間は後期研修の終了までとする。）を受けているとき。
- (2) 被貸与者が市内の医療機関に医師として従事しているとき。
- (3) 被貸与者が被災し、又は疾病にかかり、その他やむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定により返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、飯山市医師奨学資金返還債務履行猶予申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容の審査を行い、返還債務の履行の猶予について決定し、当該被貸与者に通知するものとする。

4 市長は、返還債務の履行を猶予することを決定した者が、当該猶予の事由に該当しなくなったときは、猶予期間内であっても当該猶予の決定を取り消すものとする。

(延滞利息)

第15条 被貸与者は、正当な理由がなく返還債務の額を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額について年14.5パーセントの割合による延滞利息を支払わなければならない。

(届出)

第16条 被貸与者は、申請書の記載事項に異動があったときは、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 被貸与者は、連帯保証人が死亡し、若しくはその他の理由により資格を失い、又は市長が不相当と認めてその変更を求めたときは、別に連帯保証人を定め、連署のうえ、直ちに、市長に届け出なければならない。

3 被貸与者が死亡したときは、連帯保証人は、死亡を証明する書類を添えて、直ちに、市長に届け出なければならない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、医師奨学資金の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の飯山市医師奨学資金貸与規則第3条の規定は、この規則の施行の日以後に奨学資金の貸与の決定を受ける者に係る奨学資金について適用し、同日前に奨学資金の貸与の決定を受けた者に係る奨学資金については、なお従前の例による。